

天皇陛下のご生前ご讓位について

平成29年1月31日

衆議院議員 石破 茂

【はじめに】

亡父・石破二朗は生前、先帝陛下のことを「石破二朗個人として誇り得るこれだけの方はない」と語っていた。昭和11年10月17日、北海道において実施された大演習に山形県地方警視として消防団を引率して参加した際、霧降る中、長時間微動だにされず演習をご覧になっておられた先帝陛下のお姿に深い感銘を受けてからのことという。

私自身亡父から「天皇陛下を敬え」と言わされたことは一度もなかったが、幼少の頃から「旗日（国民の祝日）に朝一番に玄関に国旗を掲げるのは子供の仕事」と躾けられ、自然に天皇陛下ならびに皇室に崇敬の念を抱くようになっていたように思う。

昭和61年7月に衆議院に議席を頂いてからその気持ちはさらに強くなった。昭和天皇崩御を告げる竹下總理の勤話を、地元での新年会出席のため夜行列車を降り立った倉吉駅のホームに流れる構内放送で聞き、東京へ取って返す列車の中で号外を読みながら涙が止まらなかった。

平成21年6月、全国植樹祭にご臨席のため福井県を訪問された陛下は、前夜のレセプションにもお出ましになった。植樹に功労のあった福井県の林業関係者やボーイスカウトなど諸団体の人々が陛下にご挨拶すべく、御前に長い列を作ったのだが、陛下はその一人一人に、丁寧にお言葉をおかけになっておられた。農林水産大臣として陪席していた私は侍従を通じて、どうかお椅子をお使いくださるよう申し上げたのだが、陛下は微笑されたまま、最後の一人まで、予定の刻限を超えてお心を込めてご対応になられた。私は自分の浅はかさを心から恥じたことであった。

同年12月、鳩山由紀夫内閣当時、中国の習近平国家副主席が慣例である30日ルールに反して陛下との会見を希望し、鳩山官邸と小沢一郎民主党幹事長がこれを強行しようとした際、野党自民党の政調会長であった私は、陛下におかれでは大国も小国も全く等しく対応されるご方針であると拝察し、それを逸脱することはたとえ相手が中国であれ米国であれ行うべきではなく、鳩山総理ならびに小沢氏の考えは誤りである旨主張した。

「日本國の象徴」であるだけなら富士山や桜の花のように存在そのものに意義もある。しかし今上陛下は「日本國民統合の象徴」たりうるために、積極的・能動的に、地域、年齢、思想信条などあらゆる相違を問われることなく、すべての日本國民に等しく対応され、そしてすべての國に等しく対応されるという、普通の者には決して為しえない、想像を絶する責務を自らに課され、おことば（正式名は「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」）の中でそれを「幸せなことでした」とまで仰せになられた。ひたすら恐懼し、自らの思いが足りなかったことをただ悔いる他はない。

多くの國民はご高齡の陛下の過大なご負担を案じ、その軽減を願っているが、本質は決してそのようなことに留まるものではない。天皇陛下は、ご自分の負担を軽減してもらいたいなどということを仰せなのではなく、次代に続く天皇も、全身全靈をもって國民統合の象徴としての務めを果たすために相応しい制度とは何かを國民に理解してほしいと切にお望みなのだと拝察する。

天皇陛下は、おことばの最後を「國民の理解を得られることを切に願っています」と結ばれた。これは「政治的権能」とは全く異なるものであり、「全國民の代表者」である我々國會議員こそが、与野党を問わず、広く國民に対して己の考えを述べ、意見を聞き、最も望ましい結論を、決して先送りすることなく早急に得るために、全力を尽くす責務を有しているものと信じる。

この問題は、先人たちが生命に代えても護ろうとしてきた日本國の國体そのものに関わることである。いつの間にか國民は、天皇陛下のご存在を当たり前のものとして考えるようになってしまったのではあるまい。平和がそうであるように、大切なものの、貴重なものは不斷の努力なくして維持できるものではない。その大きさを忘れ、護る努力を怠った時、消えてなくなってしまうものであることと、残された時間は長くはないことに我々は深い怖れと強い危機感を持たねばならない。

以上の思いのもと、今回の問題につき、私の考えを申し述べる。論点は多岐にわたるが、私なりの考えを要約すれば

- 一、 ご生前のご譲位は認めるべきであり、これを今上陛下ご一代に限るのでなく、恒久的なものとして皇室典範に定めるべきである。
- 二、 「國民統合の象徴」としての天皇陛下のお役割は摂政を置くことで足るものではない。
- 三、 国会の議決は、可能な限り衆參兩院総議員の出席による全会一致を追求すべきである。
- 四、 今後皇室が安定的に継続するための法の整備が喫緊に必要である。
というものである。以下、概論する。

【論点① ご譲位（ご生前ご退位）を認めるべきか】

飛鳥時代の皇極天皇から江戸時代の光格天皇まで、北朝6代も含めて90代の天皇のうち64代が生前に退位しておられる。生前退位自体が特別な考えではなく、むしろ明治21年に（旧）皇室典範を定める際、伊藤博文が「退位の自由を認めれば即位を拒否する自由までも認めることとなり、皇位を危うくしかねない」との理由でこれを認めなかったことに端を発するものであると考えられる。現皇室典範においても、天皇と皇太子は他の皇族とは異なり、その立場は返上できないものと定められており（皇室典範第11条・12条・13条・14条の反対解釈）、退位の自由は認められていないと解すべきである。

しかし、退位を認めることが即ち即位拒否の自由を認めることに直結するものではなく、ご退位そのものを認めるべきものであると考える。

一部において危惧される、天皇の恣意や周辺の圧力で天皇の地位が政治的に利用されたり、不安定になることを防ぐための仕組みを講ずることが極めて重要なのであり、それは現行憲法下における内閣や国会、更には言論界の責任である。

なお、昭和21年12月17日の帝国議会貴族院本会議において、佐々木惣一議員（京都大学名誉教授）が「天皇がご自身で、その地位に在られることが、国家のためにならないとお考えになることがあった場合、国家はこれについて何も考慮しなくてもよいのだろうか」「天皇に退位のご希望があれば当然にご退位が出来るのが良いというものではなく、その申し出があった場合は、天皇だけではなく天皇以外のある一定の機関も、それが国家のためになるかどうかということを判断し、それが合致した場合に限りご退位が認められるということはいけないのだろうか」と述べ、これに対して吉田茂内閣の幣原国務大臣は「天皇の地位は国民の総意に基づくものであり、その退位も国民の総意に基づくべきであって、今日国民の総意はこのようなご退位の制度を望んでいないものと考えている」と正面からの答弁を避けていることにも留意すべきである。

【論点②摂政を置くことで足りりのではないか】

日本国憲法第16条は「天皇が成年に達しないとき」「精神若しくは身体の重患又は重大な事故があるとき」に限定して摂政を置くと定めており、天皇が国民統合の象徴としての責務を完璧に果たせなくなった場合は想定していない。

形式的行為である国事行為は摂政でも代わって行うことが可能であるが、いわゆる公的なご行為は摂政が代行することが出来ず、本来ただ一つである天皇の権威を損なうことにもなり、この論は採りえない。

【論点③生前ご退位は今上陛下ご一代限りのものか、今後の天皇にまで恒久的に認めるべきものか】

ただお一人の、ご即位以来の象徴天皇であられる今上陛下が築いてこられた日本国民統合の象徴としての天皇が果たされる責務は、天皇が代わっても不变のものであるべきと考える。

従って、今上陛下ご一代に限るものではなく、恒久的に、厳格な要件（明確な天皇のご希望のご表明、皇室会議の議決、国会の全会一致による議決等）のもとに生前のご退位を認めるべく皇室典範を改正することが至当である。

なお、天皇のご希望のご表明につき、高齢のみを理由とすべきかについては、なにをもって「高齢」というのか明確な基準が無く、他の重大な理由でご表明になる余地も認めるべきものではないか。

【論点④恒久的なものとする場合、法形式はいかにあるべきか】

以上を前提として考えた時、憲法第二条に「皇位は、…国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」とある以上、皇位継承に関わることがらは皇室典範によるべきものであり、皇室典範の改正をしないままに生前退位を可能とすることは、憲法に抵触する恐れが極めて大きい。

また、ご譲位は「御代代わり」という国の根幹に関わる事項に直結するものであり、これほど重大な事項を特例法・特別法によって定めることとなれば、将来的に皇室に関わることについて皇室典範以外の手段によって変更する余地を残すこととなって、かえって政治的な意図で左右される可能性を大きくしてしまうものと考える。

仮に緊急の措置として特例法・特別法で対応したとしても、皇室典範第8条は「皇嗣たる皇子を皇太子」という。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫」というと規定しているため、今上陛下が退位され、皇太子が即位した場合、跡継ぎたる「皇嗣」としては、天皇の皇子（男子）皇孫（男孫）に限られ、新天皇（現皇太子）の弟（秋篠宮親王殿下）は皇嗣ではないことになる。よって、皇室典範第8条に「皇嗣たる皇弟を皇太弟」というとの一文を付加するか、全文を「皇位継承順位第一位の皇族を皇嗣とし、皇太子とする」と改めることが必要となり、今上陛下ご一代限りとしても皇室典範の改正は行われなければならない。

【論点⑤「国民の総意」を体現する立法形式はいかにあるべきか】

「国民の総意」を体現するためには、衆参両院総議員の出席のもと、全会一致が望ましい。あくまで普通の法律と同じなのだから、定足数を充たす出席議員の過半数で可決・成立すればよいというものではない。

事前に与野党において、十分に党内論議を尽くし、政府とも調整の上で、全会一致となるように最大限の努力を尽くすことが必要である。

【論点⑥皇位継承が将来的に安定したものとなるための制度の必要性】

今回の論点整理を見る限り、この点についてはほとんど触れられていないが、このまま推移すれば将来皇族は悠仁親王殿下ただお一人になってしまう可能性も否定できず、先送りすることなく今回、生前ご譲位と併せて早急に制度を整備すべきものである。

先帝陛下が明確に側室制度を峻拒なさって以降、男系男子のみで皇位を継承し続けることは不可能にはほぼ等しく、これから目を背けてはならない。旧宮家の復活も一案ではあるが、皇籍を離れて一般国民として長くその人生を送ってきた方を皇位継承者とすることの妥当性には疑問なしとしない。

皇室が途絶えてしまうことは、我が日本国の國体そのものの滅失を意味するものであると考え、男系男子による皇位継承を基本としつつも、女系天皇の可能性も敢えて追求し、早急に解を求めるべきものと思料する。

【おわりに】

陛下のおことばを熟読するほどに、その問い合わせられた問題意識は幅広く、また奥深いことに改めて気づかされる。拝察するに、陛下は御自らの進退のみを仰せなのではなく、「天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには」(おことば) どうあらねばならないか、というこれから先の天皇像ということにお心を碎いておられるのであり、さらには「これからも皇室がどのような時にも国民と共にあり、相携えてこの国の未来を築いていけるよう」(同)、つまり皇室の安定的な存続という問題に対してもまた同様である。

全国民の代表者である我々議員は、天皇陛下と国民との間をつなぐ立場にある者として、このお気持ちに正しく沿った解を出さねばならない。

このように考えれば、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」とされている今次の有識者会議は、その設定自体が結果として陛下の問い合わせられた問題よりも狭められているのではないかとの危惧の念を禁じ得ない。

ご譲位を制度化することは陛下のご在位を短くするものであるからこそ、ご譲位の後、どのように安定的に皇統を繋いでいくかということについても、我々は併せて、政府とともに解を出す責務があると信じるものである。

(以上)

【参考文献（敬称略）】

- 「皇位継承のあり方 女性・母系天皇は可能か」 所功（P H P新書）
- 「皇室典範と女性宮家 なぜ皇族女子の宮家が必要か」 所功（勉誠出版）
- 「天皇『生前退位』の真実」 高森明勅（幻冬舎新書）
- 「伝統と革新」 25号「天皇・皇室と憲法」（たちばな出版）
- 「今こそ考える 皇室と日本人の運命」（文芸春秋）
- 「皇室の本義」 中西輝政、福田和也（文芸春秋）
- 「近現代の皇室と皇族」 小田部雄次（敬文社）
- 「皇室典範を改正しなければ宮家が無くなる」 市村真一（藤原書店）
- 「新・天皇論」 小林よしのり（小学館）
- 「天皇家の執事 侍従長の十年半」 渡邊 允（文芸春秋）